病児保育事業

病児保育事業が始まります

市立病院では、現在、病院敷地内に「病児保育施設」を建設中です。

「病児保育施設」は、小学校就学前児童及び就学児童の保護者を対象に、平成20年度に本市が行った次世代育成行動計画ニーズ調査結果で最も要望の多かった施設であり、地域の子ども・子育て支援として行う市の事業の一つです。

病児保育は、国の事業として病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型の3事業が制度化されており、少子化対策や子育てと就労の両立支援の一環として整備が進められています。

近年では、核家族化や就労形態の多様化などを背景に、子育てに関するさまざまな悩みや負担感などを持つ人が増えており、出生力や養育力低下の要因の一つとなっています。

このようなことから、多様化する保育ニーズに対して、きめ細かな保育サービスの充実に努める等の環境整備が必要となってきています。

病児保育施設への期待は本市のみならず、全国的に設置の要望が多くあるものの、その運営的な側面もあり、なかなか充実されていないのが現状です。

現在、鹿児島県内で稼働している病児保育施設等はすべて民間施設で病児対応型が16か所、病後児対応型が7か所、体調不良児対応型が2か所の計25か所あります。南薩地区では指宿市に病後児対応型施設が1か所、枕崎市に体調不良児対応型が1か所のみとなっていて、公立の病児対応型保育施設を設置するのは、県内で本市が初めてとなります。

病児保育とは

一般的には普段保育園等に通っている子どもが、風邪などの比較的軽い病気にかかり集団保育が困難な状態にあり、かつ、保護者が就労等やむを得ない事由のため家庭で保育ができない状況にある場合に、一時的にその子どもを預かり、保育を行う施設です。

病児の看護を担当する看護師のほか、病児が安心して過ごせる環境を整えるために保育士を配置しますが、看護師、保育士とも保育人数に応じて、必要人員が定められています。

病児保育施設の概要

病児保育施設は、定員9名で専用の保育室3室と軽快した児童が遊べるプレールームを備えています。また、感染症等の施設内二次感染を防ぐため各保育室に直接出入りできるなどの特徴があります。

保育対象となる児童

対象児童はおおむね小学3年生までとなっていますが、利用者の利便性などを考慮しながら、詳細について現在、検討を行っています。利用手続などの詳しい内容については、決定し次第、広報紙等でお知らせいたします。

■問合せ　市立病院管理係　TEL72-0303

市税

個人住民税の特別徴収にご協力ください

特別徴収義務者の一斉指定が始まります

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税（市民税＋県民税）を徴収（天引き）し、納入していただく制度です。

地方税法及び市の条例では、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として住民税を特別徴収していただくことになっています。住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。税額の計算は、給与支払報告書に基づいて市で行い、従業員ごとの住民税を市から通知します。また、自分で市役所や金融機関に住民税を納めに行く手間がなくなりますので、従業員の方にとっても大変便利です。平成27年度から、特別徴収の対象となる事業所の一斉指定が始まりますので、ご理解とご協力をお願いします。

■問合せ　税務課課税係　TEL72-1111（内線154）

●特別徴収の納税のしくみ

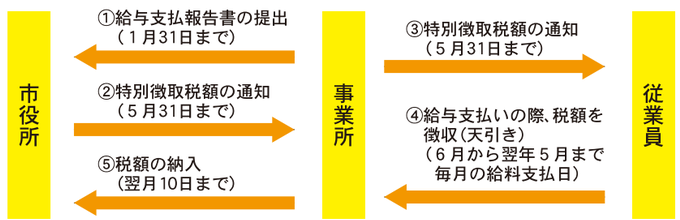

パーキングパーミット制度

パーキングパーミット制度利用証更新

パーキングパーミット（鹿児島県身障者用駐車場利用証）制度の利用証をお持ちの方は、利用証に表示されている有効期限をご確認ください。

有効期限を経過した利用証は使用できませんので、有効期限が経過する前に、更新申請を行ってください。

更新は有効期限の2か月前から申請できます。

※更新の対象になるのは、赤色と緑色の利用証です（オレンジ色は更新できません）。

受付窓口　お持ちの利用証を交付された窓口

受付時間　平日午後1時～4時まで（祝・祭日除く）

申請方法　郵送もしくは窓口で申請

申請に必要なもの

- 窓口申請＝利用証、申請書、身体障害者手帳等、印鑑
- 郵送申請＝申請書、身体障害者手帳等の写し、返信用82円切手（紛失・汚損等により利用証の再交付を希望する場合は140円分）

※詳しくは、県のホームページをご覧いただくか、問合せ先までご連絡ください。

有効期間　5年

有効期間　5年

■問合せ　鹿児島県障害福祉課地域生活支援係　TEL099-286-2746
南薩地域振興局地域保健福祉課　TEL53-2315

臨時福祉給付金

臨時福祉給付金を申請されていない方へ

臨時福祉給付金の申請期限は9月16日まででした。まだ申請がお済みでない方で、やむを得ない理由等があると認められるときは、申請受付が可能な場合があります。申請書類や申請のお願いのハガキが届いている方で、まだ申請をされていない場合は、福祉課へ相談の上、至急手続きをお願いします。

やむを得ない理由等（例）

- 仕事や家庭の事情等で長期不在であった。
- 療養のため入院、入所していた。
- 疾病等で外出できなかった。

申請に必要なもの　申請書、印鑑、本人及び代理人の確認書類（運転免許証、健康保険証、身体障害者手帳等）、通帳またはキャッシュカード、年金や手当等の受給者は、年金額改定通知書等（証明できる書類）

※郵送される際は、必要な書類のコピーを忘れずに同封してください。

※申請書を紛失された場合には、再交付できますのでお申し出ください。

■問合せ　福祉課社会係　TEL72-1111（内線135）

Topic1 第23回青少年国際協力体験事業

7月20日から27日までの8日間の日程で「第23回国際交流体験事業（派遣国：カンボジア王国）」が実施され、本市から園田千尋さん（川辺高1年）が参加しました。

8月17日には、かごしま県民交流センターでその報告会があり、参加した16人の中・高校生とその保護者、さらには過去に参加したOBらが出席しました。

園田さんは「自分の価値観や先入観だけで判断するのではなく、実際に体験することの大切さを感じた。また、日本での当たり前が世界では通用しない」と感想を発表しました。

Topic2 救急隊員たちが手話を学ぶ

市消防本部で9月4日、救急業務のための手話講習会が開催されました。

手話講習会は、すべての市民への救急業務に万全を期すことを目的に初めて開催され、救急隊員や消防職員35人が参加しました。

講師の上野弘子先生の指導のもと、隊員らは手話の基本や「どこが痛いですか」、「いつごろからですか」、「病院からの薬を飲んでいますか」など、救急業務を行う上で必要となる手話を学びました。